独立行政法人自動車事故対策機構の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに独立行政法人等非識別加工情報の提供の実施に関する規程

平成１７年３月２８日
機 構 規 程 第 ８ 号

改正 平成１７年９月１５日 平成１７年機構規程（総務）第１２号
改正 平成１８年３月２７日 平成１８年機構規程（企画）第　５号
改正 平成２９年７月２７日 平成２９年機構規程（総務）第１６号
改正 平成３１年２月２２日 平成３１年機構規程（総務）第　２号
改正 令和　元年６月２７日 令和　元年機構規程（総務）第１８号

（趣旨）

第１条　この規程は、独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）において、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５９号。以下「法」という。）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」（平成１５年政令第５４９号。以下「施行令」という。）並びに「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第４章の２の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則」（平成２９年個人情報保護委員会規則第２号。以下「規則」という。）に定める個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに独立行政法人等非識別加工情報の提供の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（用語）

第２条　この規程において使用する用語は、法、施行令及び規則並びに独立行政法人自動車事故対策機構法人文書管理規程（平成２３年機構規程（総務）第６号）において使用する用語の例による。

（個人情報開示請求書の提出）

第３条　機構に対する法第１３条第１項の規定する開示請求書の提出先（以下「開示請求窓口」という。）は、別表第１に掲げるとおりとする。

（個人情報開示請求書等）

第４条　機構の保有する個人情報に係る開示請求書等は、それぞれ次の表に掲げる様式を使用するものとする。

法第１３条第１項及び施行令第８条に規定する開示請求書	第１号様式
法第１３条第３項に規定する補正手続きを求める通知書	第２号様式
法第１８条第１項及び施行令第１０条に規定する開示決定に関する通知書	第３号様式
法第１８条第２項に規定する不開示決定に関する通知書	第４号様式
法第１９条第２項に規定する開示決定等の期限の延長に関する通知書	第５号様式

法第２０条に規定する規定する開示決定等の期限の特例に関する通知書	第６号様式
法第２１条第１項に規定する開示決定等に係る事案の他の独立行政法人等への移送に関する通知書	第７号様式
法第２１条第１項に規定する開示決定等に係る事案の他の独立行政法人等への移送に関する開示請求者への通知書	第８号様式
法第２２条第１項に規定する開示決定等に係る事案の行政機関の長への移送に関する通知書	第９号様式
法第２２条第１項に規定する開示決定等に係る事案の行政機関の長への移送に関する開示請求者への通知書	第１０号様式
法第２３条第１項及び施行令第１２条に規定する第三者に対する意見書提出の機会付与に関する通知書	第１１号様式
法第２３条第２項及び施行令第１３条に規定する第三者に対する意見書提出の機会付与に関する通知書	第１２号様式
法第２３条第１項、第２項に規定する第三者の意見書	第１３号様式
法第２３条第１項、第２項に規定する第三者に対する開示決定に関する通知書	第１４号様式
法第２４条第３項及び施行令第１４条第１項、第１５条に規定する開示の実施方法等の申告書	第１５号様式
（削除）	第１６号様式

（個人情報の開示の実施方法）

第５条　法第２４条第１項に基づく電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1)　録音テープ又は録音ディスク　次に掲げる方法

イ　当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ　当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格Ｃ５５６８に適合する記録時間１２０分のものに限る。）に複写したものの交付

(2)　ビデオテープ又はビデオディスク　次に掲げる方法

イ　当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ　当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格Ｃ５５８１に適合する記録時間１２０分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3)　前２号及び次号に該当しない電磁的記録　次に掲げる方法であって、機構が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により行うことができるもの

イ　当該電磁的記録を日本産業規格Ａ列３番（以下「Ａ３判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ　当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ　当該電磁的記録をＡ３判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方

法に該当するものを除く。）

ニ　当該電磁的記録をＡ３判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ　当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格Ｘ６２２３に適合する幅９０ミリメートルのものに限る。次項第１号ニにおいて同じ。）又は光ディスク（日本産業規格Ｘ０６０６及びＸ６２８１又はＸ６２４１に適合する直径１２０ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第１号ニにおいて同じ。）に複写したものの交付

(4)　前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有する電磁的記録　次に掲げる方法であって、機構が保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ　前号イからハまでに掲げる方法

ロ　当該電磁的記録を幅１２．７ミリメートルのオープンリールテープ（日本産業規格Ｘ６１０３、Ｘ６１０４又はＸ６１０５に適合する長さ７３１．５２メートルのものに限る。）に複写したものの交付

ハ　当該電磁的記録を幅１２．７ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格Ｘ６１２３、Ｘ６１３２若しくはＸ６１３５又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）１４８３３、１５８９５若しくは１５３０７に適合するものに限る。）に複写したものの交付

ニ　当該電磁的記録を幅８ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格Ｘ６１４１若しくはＸ６１４２又は国際規格１５７５７に適合するものに限る。）に複写したものの交付

ホ　当該電磁的記録を幅３．８１ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格Ｘ６１２７、Ｘ６１２９、Ｘ６１３０又はＸ６１３７に適合するものに限る。）に複写したものの交付

２　施行令第８条第２項に基づく文書又は図画に記録されている保有個人情報についての閲覧又は交付の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1)　文書又は図画（次号から第６号までに該当するものを除く。）　次に掲げる方法

イ　当該文書又は図画（法第２４条第１項ただし書の規定が適用される場合にあっては、ロに規定するもの）の閲覧

ロ　当該文書又は図画を複写機により「Ａ３判」以下の大きさの用紙に複写したものの交付（ハに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格Ａ列１番（以下「Ａ１判」という。）若しくは日本産業規格Ａ列２番（以下「Ａ２判」という。）の用紙に複写したものの交付（ハに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ハ　当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ニ　当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

(2)　マイクロフィルム　次に掲げる方法

イ　当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムをＡ１判以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧。

ロ　当該マイクロフィルムを日本産業規格Ａ列４番（以下「Ａ４判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、Ａ１判、Ａ２判又はＡ３判の用紙に印刷したものの交付

(3)　写真フィルム　次に掲げる方法

イ　当該写真フィルムを印画紙（縦８９ミリメートル、横１２７ミリメートルのもの又は縦２０３ミリメートル、横２５４ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

ロ　当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4)　スライド（第６号に規定する場合におけるものを除く。）　次に掲げる方法

イ　当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

ロ　当該スライドを印画紙に印画したものの交付

(5)　映画フィルム　次に掲げる方法

イ　当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

ロ　当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

(6)　スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープであって同時に視聴するもの　次に掲げる方法

イ　当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

ロ　当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

（手数料の額等）

第６条　法第２６条の手数料の額は、開示請求に係る保有する個人情報が記録されている法人文書１件につき、３００円とする。

２　開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなす。

(1)　一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

(2)　前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

３　手数料は、それぞれ開示請求書の提出若しくは法第２４条第３項の規定による申出の際に現金又は定額小為替により納付させる。

４　法人文書の開示を受ける者は、手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付させる。

（訂正請求書等の提出）

第７条　機構に対する法第２８条第１項に規定する訂正請求書及び法第３７条第１項に規定する利用停止請求書の提出先は、別表第１に掲げるとおりとする。

（個人情報訂正決定通知書等及び利用停止請求書等）

第８条　機構の保有する個人情報に係る訂正請求書及び利用停止請求書等は、それぞれ次の表に掲げる様式を使用するものとする。

法第２８条第１項に規定する訂正請求書	第１７号様式
法第３０条第１項に規定する訂正決定に関する通知書	第１８号様式

法第３０条第２項に規定する訂正しない旨の決定に関する通知書	第１９号様式
法第３１条第２項に規定する訂正決定等の期限の延長に関する通知書	第２０号様式
法第３２条に規定する訂正決定等の期限の特例に関する通知書	第２１号様式
法第３３条第１項に規定する訂正決定等に係る事案の他の独立行政法人等への移送に関する通知書	第２２号様式
法第３３条第１項に規定する訂正決定等に係る事案の他の独立行政法人等への移送に関する開示請求者への通知書	第２３号様式
法第３４条第１項に規定する開示決定等に係る事案の行政機関の長への移送に関する通知書	第２４号様式
法第３４条第１項に規定する開示決定等に係る事案の行政機関の長への移送に関する開示請求者への通知書	第２５号様式
法第３５条に規定する提供先への訂正決定に関する通知書	第２６号様式
法第３７条第1 項に規定する利用停止請求書	第２７号様式
法第３９条第1 項に規定する利用停止決定に関する通知書	第２８号様式
法第３９条第２項に規定する利用停止しない旨の決定に関する通知書	第２９号様式
法第４０条第２項に規定する利用停止決定等の期限の延長に関する通知書	第３０号様式
法第４１条に規定する利用停止決定等の期限の特例に関する通知書	第３１号様式
法第４３条第１項に規定に基づく諮問	第３２号様式
法第４３条第２項の規定による諮問をした旨の通知	第３３号様式

（開示請求審査基準）

第９条　開示請求に対する機構部内の審査基準については、行政機関における取扱いを斟酌して理事長が別に定めるところによる。

（独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書の提出）

第１０条　機構に対する法第４４条の５第２項（法第４４条の１２第１項で準用する場合を含む。）に規定する独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（以下「提案書」という。）の提出先は、別表第１に掲げる開示請求窓口のうち、「本部」とする。

（独立行政法人等非識別加工情報に関する提案書等）

第１１条　独立行政法人等非識別加工情報に関する提案書等は、それぞれ次の表に掲げる様式を使用するものとする。

法第４４条の５第２項及び規則第４条第１項に規定する提案書	第３４号様式
法第４４条の５第３項第１号及び規則第４条第６項に規定する誓約書	第３５号様式
法第４４条の７第２項及び規則第８条第１項に規定する審査結果	第３６号様式

通知書（適合通知書）	
規則第８条第１項第１号に規定する契約の締結の申込書	第３７号様式
法第４４条の７第３項及び規則第８条第３項に規定する審査結果通知書（不適合通知書）	第３８号様式
法第４４条の８第１項の規定において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第１４条第１項に基づく第三者意見照会	第３９号様式
法第４４条の８第１項の規定において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第１４条第２項に基づく第三者意見照会	第４０号様式
法第４４条の８に基づく第三者照会に関する意見書	第４１号様式
法第４４条の１２及び規則第１２条で規定する提案書	第４２号様式
法第４４条の１２及び規則第１２条で規定する審査結果通知書(適合通知書)	第４３号様式
法第４４条の１２及び規則第１２条で規定する審査結果通知書(不適合通知書)	第４４号様式

（手数料の額等）

第１２条　法第４４条の１３の手数料の額は、それぞれ次表に掲げる額とする。

法第４４条の５第１項に基づく提案（新規提案）	・２１，０００円（受付、審査、通知に要する事務費用） ・独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間１時間までごとに３，９５０円又は（作成を外部委託する場合）受託者に対して支払う額 ・（法第４４条の８に定める第三者に対する意見書提出機会を付与する場合）意見書提出機会を付与する本人１人あたり２１０円
法第４４条の１２第１項前段に基づく提案（既作成の独立行政法人等非識別加工情報に対する提案）	当該独立行政法人等非識別加工情報について、法第４４条の５第１項に基づく提案（新規提案）を行ったものが支払った手数料と同額
法第４４条の１２第１項後段に基づく提案（提供を受けた独立行政法人等非識別加工情報に関する事業変更提案）	１２，６００円

２　手数料は、規則第８条第１項第１号に規定する契約締結の申込書提出の際に機構が指定する口座に振り込みにより納付させる。この際、振り込みに係る手数料は、提案者の負担とする。

３　法第４４条の５第２項第８号（法第４４条の１２第２項で準用する場合も含む。）及び規則第４条第３項において、提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の提供方法を郵送とした場合は、手数料のほか郵送料を郵便切手で納付させる。

（提案書審査基準）

第１３条　提案書に対する機構部内の審査基準については、行政機関における取扱いを斟酌して理事長が別に定めるところによる。

（実施に関し必要な事項）

第１４条　この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年９月１５日 機構規程（総務）第１２号）

この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。

附 則（平成１８年３月２７日 機構規程（企画）第５号）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年７月２７日 機構規程（総務）第１６号）

この規程は、平成２９年７月２７日から施行する。

附 則（平成３１年２月２２日 機構規程（総務）第２号）

この規程は、平成３１年２月２２日から施行する。

附 則（令和元年６月２７日 機構規程（総務）第１８号）

この規程は、令和元年７月１日から施行する。